

第3回 藤枝市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成26年4月22日（火） 13時30分～14時30分

場 所：藤枝市役所 5階 大会議室

議 事：（1）利用者希望把握調査の結果報告について

（資料1に基づき、事務局が説明）

委 員： 58～65ページの放課後児童クラブを6年生まで利用したいという希望が多いようだが、保護者の希望に答えていく事が出来るのか。課題があるのなら、どういうことをクリアしていかなければならないのか。

事務局： 今回の調査では、6年生まで利用したいと思う保護者が多い結果であったが、現在は概ね10歳という基準の中で運営しています。受け入れるには、ハード面で厳しいところもあります。

委 員： 児童クラブは、現在3年生までという事で基本的にはやられていると思うが、「藤枝の福祉」の25年度版を見ると、一部で4年生～6年生を預かっているところもあるが、何故出来るのかという点と、反対に3年生が受け入れられていないところがあるのはなぜか。

事務局： 現状では、国・県のガイドラインがあり、その基準の中に概ね10歳と記述されています。定員に満たない場合、家庭の事情等を考慮し、3年生以上でもお預かりしているケースがあります。反対に、定員を超えているところもあり、受け入れが出来ない児童もいるので、新計画の中で、施設整備又は空き教室等を利用しながら、受け皿を作っていきたいと考えています。なお、高洲児童クラブは、1,2年生までをお預かりしていましたが、平成25年度に施設整備をしまして、3年生まで受け入れが出来るようになりました。

委 員： 4年生から6年生は受け入れているところは、空きがあったという事だが、その中で親からの希望で受け入れたというところはあるのか。

事務局： 申込書をいただき、その中で検討をして受け入れていますので、保護者からの申し入れがあって受け入れているという事になります。

委 員： 3年生までしか受け入れていないところで、親から4年生以上の申し入れがたくさんあるようなところはあるのか。

事務局： 現状では、主に3年生までを受け入れるという事でお知らせをしていますので、3年生までを主に対応するのが基本です。

3年生までの待機者がいる場合は、先程の高洲児童クラブの様に施設整備をしたり、広幡小学校では空き教室の1教室を新たに借りる事にしました。これらによりまして、現在のところ3年生までについては待機者がいないという状況になっています。

このような運営をする中で、定員に満たない場合に限っては、4年生以上も受

け入れるよう、弾力的に対応しています。

副委員長： たとえば21ページ問10-2(2)にあるように就労したい方はたくさんいるようだが、22ページの希望就労形態を見ると働き方が、パート・アルバイトが81.6%と多く、フルタイムが14.9%と少ない。やはり数字の内訳を細かく見ていく事が大事だと思いますし、パーセントを見れば多いけど、人数はそうでもないといったような、数字のトリックというかマジックみたいなものに引っかからないように、落ち着いて見ていかないといけないと思う。

私は幼稚園をやっているので、31ページの今後利用したい事業を見ると、幼稚園とか預かり保育、認可保育所、認定こども園等の比率が出ている。これがニーズなわけです。これを基にこれから計画を立てていくわけですから、ニーズのないものを無理に捻り出す必要はないだろうし、現状上手くいっているものは続けければ良いし、課題があるものは、数字から拾っていかないと、他市がやっているから等で進めていくと変な方向に向かってしまう。このニーズ調査を、先程も言ったように、細かく、深く、正確に読み取る必要があると思うし、これから計画を立てる上で、基になっていくものだから、丁寧に扱っていただきたい。

委員長： 副委員長がおっしゃったように、ニーズを理解して次の会議に臨んでいただければと思います。他に質問も無いようですので、(1)利用者希望把握調査の結果報告についてご理解いただいたという事でよろしいでしょうか。

では次の(2)～(5)については同じ基準案という事で、一括で議題にしたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

議 事：(2)特定教育・保育施設の運営に関する基準(案)について～
(5)放課後児童健全育成事業の設備運営基準(案)について
(資料に基づき、事務局が説明)

委 員： (2)、(3)の利用定員が従うとなっておりますが、従うという事は利用定員を上回ってしまっただけではないという事ですか。

事務局： 利用定員につきましては、上限ではなく、下限を定めています。例えば、特定教育・保育施設ですと20人以上の施設となっておりますので、最低限の基準を定めているものです。

委 員： わかりました。

委員長： 国からの基準の提示は、何時頃、確定したものが示されそうですか。

事務局： 資料を見ますと、4月末から5月には確定するのではないかと思います。

副委員長： 従う、参酌という基準の中で、考える基というか、どうやって決めていくのですか。

事務局： 国が提示してきた条文の中に、しなければならない等の記述があれば従わなければならないなりません。記述が、努めなければならない等であれば、必須ではありませんので、市の裁量が入ってくると思います。

委員： 書いてある項目が大雑把で、中身が全くわからない。どう解釈すればいいのか。
ただ、他の市町村を調べてみても一緒に、これで「わかりましたか」と言われても
困る、今の段階では細かいところまで踏み込めないという事ですね。

事務局： これをベースとして、次回以降、条例骨子案を提示したいと考えています。

委員長： 基準（案）、運営（案）となっていますが、この項目が全て条例になるの
でしょうか。

事務局： はい、全て条例になります。

委員長： 条例にこのような項目が入ってくると理解すればよろしいですね。

委員： 参酌する基準の中身については、この会議で決めるのか、それとも事務局で案
を示してくれるのですか。

事務局： 参酌基準は、事務局が責任を持って対応し、その案をお示しします。

委員長： 案について、意見を述べる場はあるという事ですね。最終的な決定は庁内の会
議で決めていくという事ですか。

事務局： 最終的には議会の承認です。

（議事終了 14：30）